

中小企業等DX支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

気候変動や経済変動等、企業を取り巻く環境は急激に不安定化し、新たな事業環境に合わせた事業変革は、あらゆる業界において最優先の取組事項となっている。

その解決策として、デジタル技術を活用した業務変革（以下「DX」という。）が考えられるが、知識やノウハウの不足等の理由により、投資に踏み切れない企業が多い。

そこで本業務では、DXに取り組む市内中小企業の事業活動を支援する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 経商産振委第13号 中小企業等DX支援業務

(2) 業務内容

別紙「中小企業等DX支援業務 仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(4) 提案上限額

7,000,000円（消費税額及び地方消費税額**10%を含む**）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することとは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

3 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしている必要がある。

- (1) 過去に、中小企業を対象としたデジタル活用による経営課題解決支援を実施した経験があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でない

こと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年6月28日（金）	静岡市ホームページ上で公開
質問受付期間	6月28日（金）から 7月5日（金）午後1時まで	質問票【様式4】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	7月16日（火）午後1時まで	※詳細は「6」記載のとおり
書類審査	7月17日（水）から7月19日（金）	※詳細は「8（1）」記載のとおり
書類審査結果の通知	7月19日（金）	参加者にメール及び書面で通知
ヒアリング審査	7月24日（水） 午前9時から午後5時まで	※詳細は「8（2）」記載のとおり
審査結果の通知	7月25日（木）目途	ヒアリング審査の参加者にメール 及び書面で通知

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

(1) 提出方法

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式4】に記載の上、以下URLより提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/603728>

(2) 受付期間

令和6年6月28日（金）から **7月5日（金）午後1時まで**

(3) 回答方法

令和6年7月8日（月）以降、ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 類似事業実績報告書【様式3】
 - ・過去に行った伴走支援業務の事例について記載すること。
- ④ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）※コピー可
- ⑤ 履歴事項全部証明書（直近3か月以内のもの）※コピー可
- ⑥ 納税証明書（直近3か月以内のもの） ※コピー可
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ⑦ 企画提案書【様式は任意】
- ⑧ 事業実施に係る経費の内訳がわかる書類【様式は任意】
 - ・提案金額は7,000,000円（税込）を超えないこと

(2) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後1時まで

(3) 提出方法

上記(1)①～⑧の提出書類については、以下URLより提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/603778>

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「中小企業等DX支援業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とすること。
- ② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔な内容とすること。

(3) その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、**1社につき1提案**とする。

8 審査及び審査項目について

(1) 書類審査について

- ① プロポーザル参加者が**6者以上の場合は書類審査を実施**し、書類審査を通過した提案についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が**5者以下の場合**は書類審査を省略し、**ヒアリング審査のみ実施**する。

② 書類審査の実施結果等については、令和6年7月19日（金）中に通知する。

(2) ヒアリング審査について

①開催日

令和6年7月24日（水）午前9時から午後5時まで（詳細な時間は、別途通知する。）

②開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5階 53会議室（静岡市清水区旭町6番8号）

③審査方法等

ア 市が設置する審査委員会における審査員によって、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④説明方法等

ア 参加者は3名以内とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。

なお、モニターは（端子はHDMI）静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。

ウ 説明時間については15分以内、その後の質疑応答は20分程度とする。

エ ヒアリング内容は非公開とする。

オ ヒアリングは、現地開催のみとする。

(3) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係（担当：赤堀）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2232 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

中小企業等DX支援業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
基本的事項評価	① 事業コンセプト等	・事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	× 2	10点
	② 実績について	・本業務と同種・類似した業務の実績があるか。 ・DX支援のノウハウを有しているか。	5点	× 1	5点
提案に対する評価	③ 企業募集・選定業務	・支援対象募集に関して仕様書を満たす応募が見込める内容となっているか。	5点	× 1	5点
	④ 伴走型成長支援業務 (支援プログラムの有効性)	・支援企業がDX導入を進めることができる十分な内容となっているか。	5点	× 2	10点
	⑤ 伴走型成長支援業務 (支援企業の自立化)	・支援企業が自立的に取り組み、支援後自走できる提案となっているか。	5点	× 2	10点
	⑥ 事例集作成業務 (地域への事例共有)	・本業務の取組成果を地域企業へ広く広報する提案となっているか。	5点	× 1	5点
体制等評価	⑦ 実施体制	・本事業に必要な人員が質的かつ量的に十分に配置されているか。 ・提案内容を実現できるスケジュールが提示されているか。	5点	× 1	5点
合計					50点